

第 1 回
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
会 議 録

平成 15 年 8 月 21 日

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

第 1 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

議事日程

第 1 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

(平成 15 年 8 月 21 日 10 時 00 分 開会)

- 日程第 1 仮議長の選出
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員自己紹介
- 日程第 5 議事
 - 議案第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約
 - 議案第 2 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長の選任について
- 日程第 6 議長交代
- 日程第 7 会長挨拶
- 日程第 8 議事
 - 議案第 3 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会監事の選任について
 - 議案第 4 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程
 - 議案第 5 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程
 - 議案第 6 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画について
 - 議案第 7 号 平成15年度幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出予算
- 日程第 9 報告事項
 - 報告第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長職務代理者の指定について
 - 報告第 2 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程
 - 報告第 3 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程
 - 報告第 4 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程
- 日程第10 協議事項
 - 協議第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方について
- 日程第11 その他
 - 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の視察について
 - 第 2 回任意合併協議会の開催日時について
- 日程第12 閉会

会 議 録

第 1 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

- 1 開催年月日 平成15年 8月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議会委員会室
- 3 開会 8月21日 10時00分宣告
- 4 応集委員 全委員
- 5 出席委員 (18名)
幕別町 岡田和夫 西尾治 本保証喜 瀧澤太郎 多田順一 若原輝男
更別村 安村豊治 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治
忠類村 遠藤清一 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
- 6 遅参委員 若原輝男(幕別町)
- 7 幹事 更別村 田中博幸 上田幸彦
忠類村 川島広美 水谷幸雄
- 8 事務局 局長 金子隆司 次長 阿部義昭 総務広報班長 飯田晴義
計画調整班長 原田雅則 班員 三好光幸 細澤正典 森範康 和田智旭
- 9 提出案件
議案第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約
議案第 2 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長の選任について
議案第 3 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会監事の選任について
議案第 4 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程
議案第 5 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程
議案第 6 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画について
議案第 7 号 平成15年度幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出予算
報告第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長職務代理者の指定について
報告第 2 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程
報告第 3 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程
報告第 4 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程
協議第 1 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方について

議事の経過

(平成15年8月21日 10:00 開会)

[経過報告]

室長 私、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会設置準備事務局の幕別町企画室長・金子でございます。

初めに本日、この任意合併協議会が開催されるに至った経過について、ご報告させていただきます。

7月29日、幕別町、更別村、忠類村の町村長及び助役が集まり、任意合併協議会設置までの諸日程の調整をさせていただいたところであります。その結果、8月5日に幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会設置合意書調印式を執り行い、規約案並びに第1回任意協議会の開催日などを確認し、本日を迎えたところであります。

従いまして本日の協議会は、調印式で確認された規約案にそって進めさせていただいておりますので、あらかじめご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

また、協議会委員につきましては、行政から2名、議会から2名、住民から2名の、3町村合わせて18名の方々に、お集まりいただいております。

以上、これまでの経過につきまして、簡単にご説明申し上げましたが、これより、お手元の議事日程に従いまして進めさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

[仮議長の選出]

室長 それでは、議事日程の1番、仮議長の選出に入りたいと思いますが、本日は初めての協議会でありますので、会長が選出されるまでの間、慣例によりまして年長の委員に仮議長の職務を行っていただきます。

出席されている委員のうち、忠類村の帰山孝夫さんが年長の委員でありますので、ご紹介します。

帰山さん、議長席にお願いします。

なお、発言される方につきましては、お手元のマイクのスイッチを押してから発言されますように、お願いします。

(帰山委員 仮議長席に着席)

仮議長 ただ今、ご紹介のありました、忠類村の住民として出ております帰山です。

会長が決まるまでの間、年長の故をもって仮議長の職務を務めることになりましたので、よろしくお願いいいたします。

[開会]

仮議長 それでは、お手元の議事日程の第2、委員の半数以上の出席がありますので、ただ今から第1回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

[諸般の報告]

仮議長 議事日程第3 事務局から諸般の報告をいたさせます。

室長 諸般の報告をいたします。

本日の会議に幕別町若原輝男さんが遅参する旨のご連絡をいただいておりますので、報告します。

また、本日は議案のほか議事日程、委員名簿、事務局組織図、座席図をお手元に配付しております。

以上です。

[委員自己紹介]

仮議長 日程の第4 委員の自己紹介ですが、本日は初顔合わせですので、自己紹介をお願いしたいと思います。幕別町、更別村、忠類村の順でお願いします。

(町村長、助役、議長、議員、住民の順に自己紹介)

(幕別町 若原委員入場 10:05)

仮議長 ただ今ご出席の方、自己紹介をお願いします。

(幕別町 若原委員自己紹介)

[議事] [議案第1号]

仮議長 これより議事に入ります。議事日程の5、議事に入らせていただきます。

最初に議案第1号「幕別町、更別村、忠類村任意合併協議会規約」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 議案第1号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き下さい。

第1条につきましては、合併の基本的事項を協議するため協議会を設置する旨、定めたものであります。

第2条につきましては、名称を規定したもので、協議会の名称を「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」とするものであります。

第3条につきましては、協議会におけます協議検討事項として3項目を例示したものであります。

第4条につきましては、協議会の事務局を幕別町に置くことを定めたものであります。

第5条は、協議会の委員構成に係る規定であります。1号委員として関係町村の長及び助役、2号委員として議長及び議会が選出する議員1名、3号委員として住民2名を、それぞれ委員とすることを定めたものであります。

第6条は役員に係る規定でありまして、協議会に会長1名、副会長2名、監事2名を置くこととするものであります。会長及び副会長につきましては、関係町村長の協議により関係町村の長の中から、監事につきましては委員の互選により、それぞれ選任することを定めたものであります。

第7条につきましては、役員の職務及び会長の職務代理者について定めたものであります。

第8条につきましては、会議の招集、定足数、議長等について定めたものであります。会議の運営に関する規程につきましては、議案第4号として決定をいただくことといたしております。

2ページをお開き下さい。

第9条につきましては、協議会の補助機関として幹事会を置く旨を定めたものであります。幹事会に関する規程につきましては、報告第2号として、ご承認をいただくことといたしております。

第10条につきましては、事務局について定めたものであります。事務局に関する規程につきましては、報告第3号として、ご承認をいただくことといたしております。

第11条につきましては、経費の負担に関する規定であります。協議会の運営に係る経費は、3町村で均等に負担することを定めたものであります。

第12条につきましては、予算の執行、現金の出納等財務について定めたものであります。財務規程につきましては、報告第4号として、ご承認をいただくことといたしております。

第13条につきましては、監査について定めたものであります。

第14条につきましては、報酬及び費用弁償の支給根拠を定めたものであります。支給等に関わる具体的な規程につきましては、議案第5号として決定をいただくことといたしております。

第15条につきましては、協議会が解散した場合の規定であります。解散した場合においては、会長は解散の日をもって収支を打ち切り、決算する旨を定めたものであります。

第16条につきましては、この規約及び規約の委任を受けて定められる規程のほか、協議会に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規約の施行期日を定めたもので、本日、平成15年8月21日から施行するものであります。

仮議長 以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

仮議長 質疑なしと認めます。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

仮議長 異議がありませんので、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

[議案第2号]

仮議長 次に議案第2号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長の選任について」を議題とします。

事務局より、説明をいたさせます。

室長 規約第6条第2項の規定に基づき、関係町村長の協議により、関係町村の長のうちから会長を決めていただきます。

協議のため、ここで休憩をお願いいたします。

仮議長 それでは、会長選任のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩 10:13～10:15)

仮議長 休憩を解いて再開します。

ただ今、別室での協議の結果、会長が選任されましたので、事務局から報告いたさせます。

室長 協議の結果を報告いたします。

会長は、幕別町の岡田和夫町長に決定されました。

以上です。

仮議長 ただ今の事務局報告のとおり、会長に岡田町長を選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

仮議長 ご異議がありませんので、会長に岡田和夫町長が選任されました。従いまして規約第6条第3項の規定により、副会長は更別村の安村豊治村長及び忠類村の遠藤清一村長となりました。

[議長交代]

仮議長 これより規約第8条第3項の規定に基づき、会長が議長となりますので、岡田会長、安村副会長及び遠藤副会長は正面の席にお着きください。

以上で私の職務が終わりました。みなさんご協力ありがとうございました。

(帰山仮議長自席へ、岡田会長、安村副会長及び遠藤副会長正副会長席に着席)

[会長挨拶]

議長 帰山さん、ありがとうございました。

今、別室におきまして3町村の首長の協議をさせていただきまして、私、今回、任意協議会の会長の命を受けました。大変微力ではありますが、皆さんのご協力をいただきながら、この会の円滑な運営に向けて進めて参りたいと思っております。

また、任意協議会、それぞれのまちに長い歴史があるわけでありまして。そうしたまちがこれから新しいまちを目指して1つになって行こうというわけでありまして。1つ、皆さん方の忌憚のないご意見を出し合いながら、それぞれが新しいまちづくりに向けての、1つひとつの課題解決に向けて協議を進めさせていただければありがたいと思っております。

それぞれのまちの主張、あるいはご意見というのは当然あるのだらうと思っておりますし、そうしたことも忌憚なく、皆さんの前を出していただくことが、これからの新しいまちづくりを進めるうえで、大きな課題の解決の道に繋がっていくのだらうと思っております。

いずれにいたしましても、任意協議会からさらに法定協議会、そして合併まで長い道のりがあるわけでありまして。1つ皆さん方の変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[議事] [議案第3号]

議長 それでは早速であります、議事に入らせていただきたいと思います。

議案第3号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会監事の選任について」を議題とします。

規約第6条第4項にありますように、監事は委員の互選によるとなっております。いかなる方法により選任するか、お諮りいたします。

どなたかご意見ありますか。

委員 指名推薦でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 指名推薦の声がありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がございませんので、指名推薦により監事の選任を行います。

ご指名をいただきたいと思います。

委員 2号委員の中から更別の渡辺委員、忠類の杉坂委員を推薦申し上げたいと思います。

議長 今、渡辺委員並びに杉坂委員を推薦する旨の発言がありましたが、お二人の推薦にご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、渡辺春雄委員及び杉坂達男委員が監事に選任されました。よろしく願いをいたします。

[議案第4号]

議長 次に、議案第4号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「議案第4号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会議運営規程」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き下さい。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては会議の公開、第3条につきましては議長の責務を、それぞれ定めたものであります。

第4条につきましては、会議の開会・閉会、さらには委員以外の者の会議への出席について定めたものであります。

第5条につきましては、表決について定めたものでありますが、本協議会の議件につきましては、その性格上、全会一致を原則としながらも、軽易な事項につきましては、多数決により執り進めることができる旨を定めたものであります。

第6条につきましては会議録の調製方法、第7条につきましては会議録及び会議資料の公開を定めたものであります。

第8条から次のページの第15条までにつきましては、傍聴に関しまして、定員、手続、入場制限、遵守事項等について定めたものであります。

第9条には傍聴の手続き、第10条には傍聴人の入場制限、第11条には傍聴席に入ることができない者の定め、第12条では傍聴人の守るべき事項、第13条では、写真、映画類の撮影及び録音等の制限について、第14条では職員の指示、第15条では違反に対する措置について定めたものであります。

第16条につきましては、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項について、議長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年8月21日から施行するものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(意義なしの声あり)

議長 異議がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することといたします。

[議案第5号]

議長 次に、議案第5号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「議案第5号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開き下さい。

第1条につきましては、本規程の制定趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、委員報酬を日額7,000円と定めたものでありますが、金額につきましては、幕別町におきます附属機関委員の日額報酬額を用いたものであります。

また、町村長及び助役並びに議会議員につきましては、職務の一環としての位置付けをしていただいておりますことから、報酬を支給しない旨を定めたものであります。

第3条につきましては、旅費等の支給に関する規定であります。支給額につきましては、会長の属する町村の関係規定を準用する旨を定めたものであります。

第4条につきましては、この規程に定めるもののほか、費用弁償及び旅費等に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年8月21日から施行するものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

[議案第6号]

議長 次に、議案第6号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画について」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「議案第6号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事業計画について」ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き下さい。

本任意協議会の位置付け及び協議の進め方につきましては、後ほど協議第1号といたしまして、お諮りすることとしておりますが、本協議会の役割は、可能な限り新町の将来像や財政シミュレーションを明らかにするとともに、住民生活に特にかかわりあいの深い事務事業項目を選定し、3町村の比較検討資料や調整方針を示し、もって住民の方々に法定協議会への移行の是非について判断していただくことを前提として、本事業計画を策定したところであります。

本事業計画は、任意協議会を協議会本体、その補助機関である幹事会、そして事務局の3つに分けまして、前段ご説明申し上げました任意協議会の役割が10月末までを目標として達成されるよう、時系列で協議議題の協議予定等を表したものであります。

まず、協議会につきましては、全部で4回の開催を予定しておりますが、本日、第1回目につきましては、規約・規程、役員、予算など協議会の設置及び運営に必要な事項のほか、協議の進め方につきまして、決定をいただくことといたしております。

第2回目につきましては、9月初旬を予定しておりますが、合併協定項目のうち、合併の方式、期日、事務所の位置など基本5項目といわれております項目のほか、住民にとって関心の深い行政サービスと住民負担や新町の将来像などにつきまして、その方向性を協議していただく予定となっております。

第3回目につきましては、9月中旬を予定しておりますが、ここでは、合併の意義、新町のまちづくりの方向性、国・道の支援などにつきまして協議していただくことといたしております。

3回目の協議会が終了した段階におきまして、住民の方々が合併の是非について判断可能な材料が出揃うこととなりますことから、それまでに協議が整った事項のダイジェスト版を作成し、これを3町村

内の全世帯に配布するとともに、住民説明会を開催し、住民の方々のご意見を拝聴することといたしております。

第4回目の協議会につきましては、10月上旬を予定しておりますが、ここでは、住民説明会で出されました意見を踏まえて検討報告書を作成するとともに、合併することが是と判断される場合には、国・道の財政支援の検証や法定協議会設置に向けた協議をしていただくことを予定いたしております。

次に、表の中段に幹事会の欄を設けておりますが、幹事会につきましては、規約第9条の規定にありますように、協議会に諮る議件に係る事前協議や調整を行うため、協議会の開催日程に合わせて随時開催することといたしております。

最後に、事務局欄がありますが、事務局につきましては、広報紙、ホームページによる広報活動や住民説明会の開催のほか、これらと平行して、事務事業の現況把握や一元化に向けた調査を行うことといたしております。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

委員 たくさん項目がありますが、これ全体が議決の対象になるということなののでしょうか。例えば、この協議会で議決するということになりますと、例えばどこかの字句で、こうあるけれど、これはこう変えるというように、また議決の取り直しをしなければ進まないということになるのでしょうか。

私のお聞きしたいのは、協議会のところの欄だけが議決の対象になって、あとは参考と、審議の参考とするということで見ると本当なのか、第1点、そこをお伺いしたいと思います。

事務局 協議会において議件として決定していただくものにつきましては、この事業計画の表の中の、協議会に書かれております項目と考えています。

委員 説明の中にもありましたが、基本5項目の決定については、たくさん例がありますけれども、これは法定協議会に委ねた方が良いということややっている所があるということ、必ずしも第2回で決めなければならないということではないように考えています。

と申し上げますのは、第3回のところで市町村合併の意義となっており、総論がこっちに来て、各論が先に決まるような感じがあるのはどういうことなのか。もちろんたくさん前例がありますから、前例でこういっているからそういうことで構わないということなのかもしれませんが、何となく町村合併の意義などが決まらないうちに、こちらの基本4項目が先に議題にされると言うことについては、若干の納得しかねるところがあるのですが、ご説明をお願いします。

事務局 基本5項目といっている項目の他に、住民の皆様にとって身近な問題となります行政サービスと住民負担、これは合併を進めるうえではネックになる重要な部分であるということから、この辺の方向性がどういうふうに出るか、その方向性が出ないとそこで止まってしまうということもございますので、その辺を重視してまず先に検討していただく。

さらに、これにつきましては1回で方向性が出るというようには限りませんので、早めにやっておいて、継続して3回目に協議していただくこともあろうかということで、先にしているということでございます。

委員 一応4回の任意協議会の予定を組んでおられますが、協議事項につきましては、このように大まかには書かれておりますが、次回に向けて事前に議案書を届けていただくというか、配布していただくことになっておられるのでしょうか。

事務局 次回以降につきましては、1週間前に委員の皆さまに配布をして、見ていただくことで予定をいたしております。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

[議案第7号]

議長 次に、議案第7号「平成15年度幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出予算」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「議案第7号平成15年度幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出予算」について、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き下さい。

まず、歳出予算につきまして申し上げます。

歳出予算につきましては、総務費、事業費、予備費の3款からなっております。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費、予算額206万5,000円であります。

事務局につきましては、幕別町役場庁舎東側にあります幕別中央会館の一室に入居することとなりますが、光熱水費や燃料費など施設の管理経費については、他の公共利用に係る経費と区分することが困難なことから、これら管理経費は計上いたしておりませんので、あらかじめ、ご承知おきいただきたいと思います。

このため、本目につきましては、事務局の運営経費についてのみを計上させていただきましたが、主たる経費は、道庁打ち合わせ及び先進地視察研修に要する旅費、キャビネット等備品の購入経費、臨時職員に係る経費であります。

なお、臨時職員につきましては、幕別町臨時職員の派遣を受けますことから、負担金で支出するものであります。

2款事業費、1項事業推進費、1目会議運営費、予算額52万円であります。

本目につきましては、協議会の会議開催に要する経費で、主たるものは委員報酬、会議録の作成委託経費であります。

2目調査研究費、予算額31万5,000円であります。

本目につきましては、事務事業一元化支援業務の一部として、3町村の事務事業の現況調査、一覧表の作成を委託するものであります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、予算額10万円であります。

次に、歳入予算について申し上げますが、1款負担金、1項負担金、1目負担金、予算額300万円あります。負担金の内訳につきましては、規約第11条の規定に基づきまして、各町村100万円ずつとなっております。

2款諸収入、1項諸収入、1目諸収入につきましては、予算額を計上いたしておりませんが、決算段階におきまして、歳計現金の預金利子が生ずることも想定されますことから、あらかじめ、収入科目の設置をしておくものであります。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がありませんので、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

[報告事項] [報告第1号]

議長 次に報告事項に入らせていただきます。

報告第1号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会会長職務代理者の指定について」であります。

規約第7条第2項の規定により会長職務代理者を指定するわけですが、その会長職務代理者に安村豊治更別村長に指定させていただきましたので、ご報告いたします。

何か質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

報告第1号につきましては、ただ今、報告申し上げたとおり、承認することと決定をいたします。

[報告第2号及び報告第3号並びに報告第4号]

議長 報告第2号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程」報告第3号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程」報告第4号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程」を一括して議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「報告第2号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程」、「報告第3号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程」、「報告第4号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程」につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、「報告第2号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程」についてであります。議案書の12ページをお開き下さい。

第1条につきましては、本規程の趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、幹事会の所掌事務として、「協議会に提案する事項についての協議、調整を行うこと」と定めたものであります。

第3条及び第4条につきましては、幹事会の構成について定めたものであります。幹事会は、13ページの別表にありますように、1町村あたり助役及び部・課長職2名の合計3名で構成するものであります。

第5条につきましては、幹事長、副幹事長の設置及び幹事長の職務代理についての規定であります。幹事長は関係町村の助役の協議により関係町村の助役の中から選任すること等について定めたものであります。

第6条につきましては、会議の招集等について定めたものであります。

第7条につきましては、幹事会における協議等の結果及び経過についての会長への報告義務について定めたものであります。

第8条につきましては、幹事会の下部組織としての専門部会の設置について定めたものであります。

第9条につきましては、幹事会の庶務を事務局が行う旨を定めたものであります。

第10条につきましては、この規程に定めるもののほか、幹事会の組織運営に関して必要な事項について、幹事長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成15年8月21日から施行するものであります。

次に、「報告第3号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会事務局規程」についてであります。議案書の14ページをお開き下さい。

第1条につきましては、本規程の趣旨を定めたものであります。

第2条につきましては、事務局の所掌事務として3項目を例示したものであります。

第3条につきましては事務局職員の設置、第4条につきましては職務について、それぞれ定めたものであります。

第5条及び第6条につきましては、協議会の円滑な運営を図るため、第5条において会長の決裁規定を、第6条において局長の専決事項を、それぞれ定めたものであります。

第7条につきましては文書の取扱い、第8条につきましては公印について規定したものであります。その取扱いについては、会長の属する町村の関係規定を適用する旨定めたものであります。

15ページをお開き下さい。

第9条につきましては、職員の服務について規定したものであります。服務については、原則として、その職員の属する町村の関係規定を適用するものであります。事務局職員の勤務時間を揃えるため、勤務時間の割り振り並びに休息时间及び休憩時間についてのみ、会長の属する町村の関係規定を適用する旨定めたものであります。

第10条につきましては、給与等の支給に関する規定であります。給与はその職員の属する町村から、旅費は協議会から支給する旨定めたものであります。

第11条につきましては、公務災害の補償について、その職員の属する町村が負担する旨定めたものであります。

第12条につきましては、この規程に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項について、会長

にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成 15 年 8 月 21 日から施行するものであります。

次に、「報告第 4 号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会財務規程」についてであります。議案書の 16 ページをお開き下さい。

第 1 条につきましては、本規程の趣旨を定めたものであります。

第 2 条につきましては予算の調製等に関して、第 3 条につきましては会計年度に関して、第 4 条につきましては予算の補正に関しまして、地方自治法の例に準じて、それぞれ基本的事項について定めたものであります。

第 5 条につきましては、歳入歳出予算の科目について、17 ページにあります別表第 1 及び第 2 のように定めたものであります。

第 6 条につきましては、予算の流充用に関し、会長の属する町村の関係規定を適用する旨、定めたものであります。

第 7 条につきましては出納及び現金の保管について、第 8 条につきましては出納員の設置及びその職務について、それぞれ定めたものであります。

第 9 条につきましては、決算に係る手続き及び会長の責務を定めたものであります。

17 ページをお開き下さい。

第 10 条につきましては、収入支出の手続きに関し、会長の属する町村の関係規定を適用する旨定めたものであります。

第 11 条につきましては、この規程に定めるもののほか、財務に関して必要な事項について、会長にその制定を委任したものであります。

附則につきましては、この規程の施行期日を定めたもので、平成 15 年 8 月 21 日から施行するものであります。

議長 報告第 2 号から第 4 号まで一括説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思ます。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号は、報告のとおり承認されました。

[協議事項] [協議第 1 号]

議長 次に協議事項に入らせていただきます。

協議第 1 号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方について」を議題とします。

事務局より、説明します。

室長 「協議第 1 号幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会における協議の進め方について」ご説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお開き下さい。

本協議会につきましては、合併により 1 つの町になった場合の将来像や行政サービスの方向性などにつきまして、50 年以上に亘り、それぞれ独自の地方自治を進めてきた 3 つの町村が、一堂に会して協議を行う場であります。

このため、合併特例法の適用期限まで残すところ僅か 1 年半余りとなった今、各委員が同じ認識のもと、協議を円滑に進めていくことが肝要でありますことから、本議件を提案させていただいたところであります。

まず、本協議会の位置付けについてであります。

本協議会は、任意協議会ではありますが、予定しております 10 月末までの限られた期間の中で、可能な限り協議を進め、合併に関する検証、各種事務事業の方向性を明らかにしていくことが必要であります。

また、本協議会における協議了解事項は、法定協議会に移行した場合にあっては、十分に尊重されるべき重みのあるものであると考えられます。

次に、協議を進めるにあたっては、次の点に留意すべきものと考えられます。

1つには、住民に法定協議会に移行することの是非を判断するための情報提供に努めることとあります。

2つには、情報提供にあたっては、住民生活に身近な項目を選定し、それらの比較検討、統一する場合の問題点、統一の選択肢、法的根拠などの資料を作成するよう努めることとあります。

3つには、可能な限り財政シミュレーションと新しい町の将来像を明らかにするよう努めることとあります。

このように、3町村が合併を前提とした法定協議に進むことの是非について、住民の皆さんに判断してもらうための必要かつ十分な情報提供を行うことが、本協議会の役割であると考えられます。

議長 協議案として、合併協議会の協議の進め方についての説明が終わりましたので、これらについて質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、協議第1号については、原案のとおり決定をさせていただきます。

[その他]

議長 その他でございますが、日程表にもありますが、9月2日に委員の皆さんに参加をいただき、主として施設になると思いますが、視察研修を予定しています。

さらに、また、第2回任意合併協議会は9月5日、金曜日、更別村で開催を致したいと予定をいたしております。

詳しくは後日、文書をもってご案内申し上げますので、ご出席をいただきたいと思いますをお願い申し上げます。

議長 私どもからは以上ですが、この際ですから、委員のみなさんから何かご意見等がございましたら、出していただければと思います。

(なしの声あり)

議長 事務局から何かありますか。

局長 ございません。

[閉会]

議長 これで本日の日程は、全部終了させていただきました。

以上をもちまして、第1回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を閉会します。